

公益財団法人岐阜県スポーツ協会賛助会員規程

第1条 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「本会」という）の賛助会員については、この規程の定めるところによる。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 賛助会員は、次の事項をうけることができる。

（1）本会発行の広報誌等の配付

（2）ホームページへ及び広報誌への賛助会員名簿掲載

（3）10万円以上の賛助会員はホームページトップにバナー広告の掲載

第4条 賛助会員の会費は、年額1口5,000円とし、法人会員は2口以上とする。納期は毎年3月末日までとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

2 平成28年3月10日一部改訂（第3条）

3 令和2年4月1日一部改定（第1条）